

「薩州紡績役所公班衛定則」の解析(1)

— 「薩州商社条書」との照応—

長 谷 川 洋 史

1. 序
2. 「薩州紡績役所公班衛定則」の起草主体と起草時期について
3. 「薩州紡績役所公班衛定則」全文とその表題の意味
4. 第1条「当屋敷」＝「公班衛の御屋敷」と機械紡績所取建資金の募集（以上本号）
5. 第2条～第5条〔会社制度導入による資金募集（「公班衛金」募集）と無限責任〕
6. 第6条～第11条〔機械綿糸販売と大坂百間町薩州蔵屋敷・掛屋の機能〕
7. 第12条～第14条〔屋敷奉行の役割〕
8. 第15条～第17条〔御用聞と手代・小使〕
9. 第18条～第20条〔退社（「公班衛金」引上げ）規定〕
10. 結語

1. 序

「薩州紡績役所公班衛定則」（以下「公班衛定則」と略記）は、本研究が、薩州商社と石河確太郎について追究する過程で、大阪商工会議所所蔵の五代友厚関係文書⁽¹⁾の内に発掘した日本に関する経済史学・経営史学上の重要文書であるが、薩州商社と石河確太郎正龍（薩摩藩が招聘した和州・大和国（現奈良県）出身の洋学者で幕末薩摩藩の経済・技術改革を担当）についての追究がなければ、未だに「公班衛」の読み方さえわからぬまま、漆黒の死蔵史料群層の奥深く眠っていたはずである。

また、「公班衛定則」の発掘によって、逆に薩州商社と石河確太郎につい

てより一層精緻に追究することが可能となった。したがって「公班衛定則」と薩州商社及び石河確太郎の研究とは不可分で一体化したものであるが、本稿で特に注目したのは、「薩州商社発端」と「公班衛定則」の酷似といつてよい程の類似性である。本稿では両文書の類似性が表す意義を明らかにしつつ、「公班衛定則」の内容についての分析を試みた。「薩州商社発端」（以下「発端」と略記）と「薩州商社条書」（以下「条書」と略記）は、薩州商社研究の基礎的史料であり、不可分な一組のものとして慶應3（1867）年6月付で起草された。本稿では終始一貫して「条書」を引用して論じていくので、長大ではあるが「発端」とともに全文をここで掲載したい。

薩州商社発端

夫れ我が 神國たるは、天經地緯正位に居り、寒熱風雨適度を得、山高およそ
 川深く、地壤肥沃にして、五穀豊饒、金銀銅鉄より玩飾の微物に至る迄、凡
 人生に用たるもの、一として豊優ならざるは無し。これ之に加ふるに、人智怜憐れいり
 にして、節義を貴び、手工も亦巧妙、是等皆海外各国の称揚しょうようする所にして、
 即ち 神國たる所以なり。然ればこそ幾千年來、力を他に籍らず欠を外に補
 はず、特立ひとりつ（独立）して神威を耀せしなり。然るに近来民用年を追て乏しく、
 價も亦從て沸騰あつとうし、庶民たみ殆ほとんど困迫、或は其業を廢するに至る。其由
 て来る所を原ぬるに固より運數うんすう（運命）の然らしむる所と雖いえども、亦洋國貿
 易に由るなり。洋人の我に來り貿易する。貿易の権、貨直の柄（権柄）まで、
 共に彼に歸し、彼常に其権柄を握りて、我を制し、未だ曾て我より彼を
 制するの勢あらず。外・制せらるゝ所ある時は、内・平均和調せず。従て
 益々其虚を打たれ、遂に大商は利を得ること稀にして、小商は其業を常とし、
 其利を均しくすることを得ざるに至る。其制すると、制せらるゝとは、他に
 あらず、只資財（元手）の多きと、少きとに在り。彼は衆力しゅうりょく（多くの人の
 力）を一に合せ、不貲ふしの財を積で動止機を失はず妙変し、我は各力各別に僅
 少の財を懷にし、進退機に後れて狼狽す。即ち商權おのづか自ら彼に歸し、物品の
 時価（相場）も、彼より出づる所以なり。實に当今の形勢にては、我が日本
 の膏血こうけつ、漸く洋国に吸われ、遂に枯倒こうとう（枯涸）するより外これ有るまじく、

是吾輩（我輩）の皇國の為に、深く憂ふる所なり。然れども是洋人奸猾（悪知恵）の為す所に非ず。我未だ事に習れず（習はず）、処置の宜しきを得ざるに由るなり。又從来 国許の洋国貿易を非とするにあらず。彼亦日本須用（須要）の品を齎し來ること少からず。我亦彼に貿易して、彼より利を收めざれば、眞の富國經濟と謂ふべからず。国内に在て互ひに利を制するは、畢竟兄弟相争ふに異ならず。只先づ我が内を治め、我が民用を均済して後、彼に及ぼし、彼に及ぼすには、^{したがつ}従て其処を立つべきのみ。彼の洋国の貿易の始末を原ぬるに、古は日本の商道の如く、商人各々分々に売買せしが、常に利を失ひて、得ること少なく、因て彼道に革め、此道に換へ、百方すれども、皆意の如くならず。終に公班衛と云ふ法を立てゝ、利を得ること始めて大なり。因て當今各国皆これを用ひて、貿易日に盛なり。公班衛とは、社中の義にて、人々各々の商を為さず、社中を結び、各々財を出し、これを一に合せて巨万の数と為し、以て卑き物は、總てこれを買ひ、貴き国に運び、又価進ざる時は、是を持ち貯へて、時価の騰るを待ち、得る所の利を社中人数に配当す。而して官、これを管轄し、嚴律を立てゝ、毫も私なからしめ（ならしめず）、商事に就いて何等の事生ずるとも、總て官よりこれを解理し、殊に軍艦までも備へて、時によりては商船を護送し、或は以て海賊を防ぎ、而して是等の費用を償わん為に、社中より商税（商運上）を納めしむるなり。故に遠国異境に行商するも、官威に頼りて、彼是の妨礙なし。各人 少計の資財を以て、大方の商を為し、資財多きが故に、人に制せられず、利を得ること多く、少人数を以て事弁ずるが故に、雜費少く、各々家に座しながら、商利を収む。是無二の良法にして、其日々に盛なること、實に宜なりと謂ふべし。前に謂へるが如く、資財多からざれば、他を制することを得ざるは、必然の勢にして、其資財の多きは、力を合せざれば得ざるなり。古き譬に絲一縷ずつ牽けば、力を用ひずして断れ、これを幾十縷も合せて牽けば、強力も断ること能はずとは、誠に此事なり。今、世態の変遷に従はず、其処置を為し、其法を立てず、怙然として（依然として）従来の如くなれば、我が民用を我が手より融通広済することを得ず。我が 皇國眞の富國經濟の立たざ

るのみならず、^{つい}終に我が膏血を彼に吸ひ尽くされ、生民を苦しむるに至らん。法を立るとは、他にあらず、只時に応じ便に従ひ、宜しきを取りて立つるのみ。今、彼の公班衛は、小をして大ならしめ、弱をして強ならしめ、事簡(瑣)にして業大なるものにて、實に無二の良法なり。法を取るに我彼に拘らず、彼が悪しきを惡みて、其法の良きを棄てず、即ち法を取るの宜しきなり。因て今、吾、^{コンペニー}公班衛の法に原づき、^{もと}公に稟して、其館を泉州埠に建て、薩州商社と称す。夫れ皇國を利するの事に至りては、特我が薩の専任たるに非ず。然れども亦これを他視することを得ず。其法の立たん事を冀ふこと、年久し。然れども未だこれを立つる者あらず。而して事勢日に愈々迫る。因て今、意を決して、我が薩より其始を開く。其意、主として、外は我より洋の貿易を制して、其権を奪ひ、内は我が手より我が民用を広済して、皇國經濟の基立たんことを期するに在り。此挙、至公至明の一事を以て、我が薩一国を利するの処置に非ざること、言を待たずして知るべし。冀くは各人深く時勢事状を察し、共に力を合せ、小をして大ならしめ、弱をして強ならしめ、我が民用を広済し、遂に商権を我に執りて、洋国をも制し、皇國真の經濟の基礎定まれば、是、即ち薩の本意なり。若し夫れ直ちに事上に(真に事に)施すに至りては、機動妙運固より其定則なし。然れども其大則なきことを得ず。因て条書を作ること左の如し。慶応丁卯六月

薩州商社条書

- 一 一株掛金五千両と相定め候事。
- 一 一名(一人)にて幾株入社致し候共、又は幾名(幾人)にて一株入社致し候共、勝手為るべき事。
- 一 株金差出の節は各国元占列席にて商社奉行體に見届け候上、嚴重の取扱を以て掛け置き申すべき事。
- 一 掛屋掛込金振出の節は奉行・各国元占調談の上、^{これまた}是亦嚴重に取扱申すべき事。
- 一 株金代として其国の產物差出し候儀、時宜次第勝手為るべき事。
但し、本文產物は薩州產物会所へ引受、同会所より現金を以て商社へ差

出申すべし。就ては、双方迷惑に相成らざる様、直組（取引契約）等取極め致すべし。又、雑品取交へ候ては、取扱面倒に候間、一、二品に相限り申すべき事。

- 一 入社致し度者は國所姓名書き記し手寄を以て奉行へ差出し申すべき事。
 - 一 発端書（「薩州商社發端」）にも相記し置き候通、此商社取建の趣意は僅一国二國の経済を相計候儀にて之無く、是を根にして往々広大に相及び、何卒日本の経済道相立て度との真心より相起し候儀にて、薩州に於ては固より利を棄てたる事に候得共、後の条々を以ても相見得候通、内外相応のみえ入費も之有り。然るに常々己を損する而已にて償ふ所之無く候ては、事、体相備はらず、事、長久致さず候に付、商社利益の内より商税相納め申すべき事。
 - 一 商税は益金の二割と相定め候事。
 - 一 泉州堺は地勢柄に候得ば、既に公辺（公儀・幕府）伺済にて商社造立いたし置き候。是を本館とし往々便利と時宜とに従ひ、各方にも枝館造立致すべき事。
 - 一 大坂百間町薩州蔵屋敷・大和薩州産物会所の儀は元より商社の趣意を以て相當み之有り候事故、何れも堺の商社同体となし、産物の向々入札等の便利に依り右両所にても取扱致すべき事。
 - 一 商社奉行一人主宰として在勤致させ、其余は当今爾後、事の大小に応じ軽き役人取締として多少在番致させ申すべき事。
 - 一 総て役人は相成べく丈少人數に之有るべき事。
 - 一 商社元占は自國社中の惣代相兼、一ヶ国より一人ずつ其國社中の目鑑を以て人柄相撰び、商社へ差出し置き申すべき事。
- 但、社中の人数（人員・社員）は惣代相勤めざる者にても商社へ罷り出居り度者は其儀勝手為るべし。然し、其節は雑用自分賄に致すべき事。又、其國社中人少に依り惣代差出し置き申さず候共、苦しからず候事。
- 一 役人は役の威を以て事を強ひ候儀、決して之有る間敷候事。

- 一 役人は一切商方に相携り間敷、所存申し立て間敷、私評相立て間敷候事。
- 一 公辺・諸奉行所・諸代官所・諸侯方は勿論諸国又は異邦へ対し彼是の儀は、総て薩州へ引受、応答取捌致すべき事。
- 一 産物売買・荷物運送等總て薩州の名を以て取扱致すべし。付ては、小差(さしもの)荷印船印等總て薩州の印相用、一切薩州の官物に取成し、万
一彼是の儀之有る節は薩州より急度証立て致すべし。又、之有る間敷儀に
候得共、往々海賊等相起、或は異邦より違却相生じ候節は、薩州軍船を
以て堅固に防護致すべき事。
- 一 諸物売買人氣相場等に相拘り、薩州の名目相現し、不便の廉之有る節
は一時の便宜を以て臨機應変の取計然るべき事。
- 一 諸事薩州より取揃諸物薩州の官物に取成候に付ては、社中銘々決て輕率
の取扱之無く、謹慎を専らとし、薩州の称号に相拘り候様の儀之無き様、
深く相心得るべき事。
- 一 商社下輩の者共、前条の趣意を心得違ひ猥りに薩州の名を假りて威を張
り、或は後事を薩州に托して如何敷所作の無き様、嚴重取締るべき事。
- 一 諸物、薩州の官物に取成、其品を取扱候に付ては、各国惣代に相兼元占
相勤め候者には薩州御用達の名目相附け申すべき事。
- 一 社中の銘々本人事の都合の為、所望の者は薩州御出入又は御用達の名目
相附け申すべき事。
- 一 手代等總て手先の者は元占又は社中の目鑑（目利き）を以て人柄相撰び
召使申すべき事。
- 一 産物売買運送手代給金等總て商方に相掛り候雜用（諸経費）は商用より
相弁じ申すべき事。
- 一 元占商社在勤中の飯代雜用給分は相当の所を以て取極、是又商用より相
弁じ申すべき事。
- 一 右の外、商社に付、常式變事の物入給金御扶持米金等は總て薩州より相
弁じ申すべき事。

- 一 商社取建普請修覆等家具に至迄、総て商館に相掛り候ものは薩州より相弁じ申すべき事。
- 一 商道に付、損難の外、彼是違却の筋にて金子品物等間違（事故）之有る節は薩州より相弁じ訳立て致すべき事。
- 一 手代等総て手先の者は元占社中の目鑑を以て召使候儀に候得共、万一間違等之有り候節は薩州の迷惑、商社の瑕釁に相成り候間、十分人柄相撰び候儀は勿論、右等の者遠方へ出商致させ候節は、薩州より目付役差添へ候儀、其時宜に従ふべき事。
- 一 諸掛合等には手代の者召使然るべく候得共、產物金錢取扱遠方出商等は元占の内より相勤め申すべき事。
- 一 往々は商社益金を以て帆船蒸氣船等相備り申すべく候得共、当分の所、薩州より蒸氣船一艘差向き置き申すべし。
- 尤、運送の節は相当の運賃荷物へ相掛け申すべき事。
- 一 事、会を失はず機動妙変の処置を立て、人に先だちて人を制すること商社の主意に候得ば、衆評区々に相立て、従て機会を失し、事、体をも損し候様相成候ては商社の詮之無く候間、商事評定は惣代の銘々へ相任せ、巨細の儀奉行相承申すべき事。
- 但、惣代にて之無く候共、社中の者は商社へ罷り出、評定の趣承り、又は格段の存寄之有り候節は差置かず申し出、然るべく候。併し乍ら猥雑に相及ばざる様、急度相心得るべき事。
- 一 商事評定の節は商社奉行出席致し、事の治定承申すべし。又、出席致さざる節は治定の趣申し出るべき事。
- 但、商事は商人の任に候間、奉行より存寄申し募り候儀、決して之有る間敷、唯治定の趣承届、速かに事運歩の処置相立て申すべき事。
- 一 每年三月総勘定相立て申すべき事。
- 一 総勘定の節は商社総監并奉行出役、総元占出席にて諸事至極嚴重に之有るべき事。
- 一 総勘定の節は他国へ運送之有り候金錢品物は已むを得ず帳面を以て見分

致すべく候得共、其外は金錢品物残らず現物を以て見分致し、諸事嚴重に
取扱ひ聊^{いささか}猶予の儀之有り間敷事。

- 一 枝館在勤并遠近出商の銘々総勘定の期を計り前以て同勘定相立て夫々期^{それぞれ}を違はず本館へ集会致すべし。又、枝館に売残り候品物は本館へ持出し難く候に付、総監并奉行を始め元占差越し、見分致すべき事。
- 一 総勘定相済み候上、一ヶ年益金社中銘々へ配当致し、商税上納致すべき事。
- 一 益金配当の節は総監・奉行・元占列席にて本人受取証文引替を以て相渡し申すべき事。
- 一 益金受取の儀は本人罷り出候共、名代差出候共、其國の惣代を以て受取候共、勝手為るべき事。

右の外、尚追々相認め申すべし。又、不便利の条は相改め申すべく候⁽²⁾。会社制度に関して、幕末期にこれ程長大で体系的な形で表現されたものは、現在のところ、「発端」「条書」以外にはない。「発端」「条書」がいかに貴重な史料であることかがわかる。

「発端」は、「条書」の前に置かれて、「条書」への導入部となっているが、「公班衛」・会社制度についての概念（会社制度とは何か）と歴史的変遷（西洋が会社制度に到達するまでの歴史的試行錯誤の過程）の説明（これらは会社制度に関する日本初の体系的説明といえる）を踏まえた商社（幕末明治初期では会社一般を「商社」と呼んでいた）設立宣言である。「吾、公班衛の法に原づき、公に稟して、其館を泉州堺に建て、薩州商社と称す」との高らかな宣言における「薩州商社」との称号は日本初の正式かつ明確な社号となっている⁽³⁾。

しかし、ここで注目すべきは「公班衛」についてである。「発端」原文にも4箇所の「公班衛」の右横にすべて「コンペニー」との振仮名が記されている。これにより「公班衛定則」（振仮名は一切記されていない）の「公班衛」を「コンペニー」と読むことができ、「公班衛定則」が機械紡績業での会社制度導入の試みであることがわかるのである。「commpany」に漢字を当

てた表現⁽⁴⁾は、現在のところ「公班衛」しか確認されていない。「公班衛」は稀有で貴重な例証なのであるが、従来は「発端」の他に2番目の例証として「公班衛」の表現が使われた史料は慶応4（1968）年7月付で薩摩藩に提出した石河確太郎の建白書だけであった。石河は、同建白書のなかで、維新後に薩摩藩営堺紡績所の建設と運営を薩摩藩から改めて委任されたことに対して次のように建白している。

此節泉州堺に於て公班衛の御屋敷召し開かれ、^{はじめ}首として紡機召し建てられ、拙劣の私へ御委任仰せ付けられ、私に於ては機械の事は宿志、本業中の一事……然る後は一紡機に限らず、追々諸般の機械極めて手広く召し建てられ度、此段偏に願奉り候。日本に於ては機械未だ全く相開け申さず、右紡績に劣らず必須大利のもの多々之有り。……堺御屋敷の御本旨たる貿遷の公班衛を併せて富強の一事にも相成り候得は私の宿願是より外之無く……⁽⁵⁾

この建白の箇所は後に述べるようにとても重要な意味を含んでいるのであるが、ここで石河は明確に「公班衛」との表現を2箇所で使っている。この石河建白書での「泉州堺に於て公班衛の御屋敷」「堺御屋敷」は、「発端」での「今、吾、^{われ}公班衛の法に原づき、^{もと}公に稟して、其館を泉州堺に建て、薩州商社と称す」と見事に対応しているが、このことについては後述する。また「発端」及び「条書」の起草において石河が中心的存在であったことは本研究がすでに論証してきた⁽⁶⁾。つまり、「公班衛」という語彙は薩州商社及び石河に深く関わる語彙なのである。ここに、「公班衛定則」が3番目の稀有な例証として加わった。語彙「公班衛」そのものが「公班衛定則」が薩州商社と石河とに深く関わったものであることを強烈に示しているのである。

「条書」は、第1条の「一株掛金五千両」の入社規定から始まり第40条の薩州商社利潤の「益金配当」規定で結ばれる全40箇条の日本初の体系的な社則（会社規則）である⁽⁷⁾。「公班衛定則」は、全20箇条からなる機械紡績所運営のための社則の草稿であり、一瞥するだけでも「条書」を下地にしていることは明瞭である。本稿ではその内容を主に「条書」と照応させながら分

析するものである。〈「公班衛定則」が「条書」を下地にしていることは如何なる意味を持つのか〉ということは以下本稿で詳述していくのであるが、特に次の3点に注意したい。

①石河確太郎関係史料での固有な当て字「公班衛」を含む史料が「公班衛定則」として五代友厚（才助）の周辺に存在していたことは、史料的裏付けが余り明確でなかった石河確太郎と五代友厚の関係を示唆している。②薩州商社取建構想と薩摩藩の機械紡績所経営との関係、特に石河が現場指揮を全面的に担当した薩摩藩営紡績所との関係を示唆していることである。本研究は、薩州商社取建^{とりたて}（設立）⁽⁸⁾構想は、単に商社取建だけを単発的に企てるものではなく、取建てられる商社が海外貿易（綿製品輸出）を前提とした将来の機械紡績所（堺紡績所）を包摂して経営するという石河の生産と流通の総合的改革構想であるということを、あるいは将来取建てられるべき機械紡績所を革新的流通組織（薩州產物会所から出発した）が包摂して経営するという文久年間（1861～1864年）以降の石河の生産と流通の総合的構想が最高度に昇華したものであることを主張してきた⁽⁹⁾。「公班衛定則」は、「発端」「条書」が直接的には表すことのなかった薩州商社取建構想の機械紡績所経営との深い関連を証明しつつ示すものとなっている。③「薩州商社条書」では欠落している部分あるいは説明が省略されている部分を「公班衛定則」の幾つかの箇条から補完的に推測できることである。その最大に重要な部分は、後述するように、「条書」ではまったく欠落していた〈無限責任・有限責任〉問題に関わるものである。「公班衛定則」では〈無限責任・有限責任〉問題に関わる箇条が記されていた。

以上、さらに総じていえば、「条書」は主に流通過程における社則であり「公班衛定則」は主に生産過程における社則であり、「条書」と「公班衛定則」が揃うことによって、日本の会社制度黎明期の流通と生産の両方における原初の社則（原初の会社制度）の在り方をとらまえることが可能となるのである。

2. 「^{コンペニー}薩州紡績役所公班衛定則」の起草主体と起草時期について

「条書」と対照することで明らかになることでもあるし、また本稿序でも示唆したように、本稿は「公班衛定則」の起草主体を石河確太郎を中心とした「百間町グループ」とした。石河は文久2（1862）年に自らが主体となって大坂立売堀百間町（現大阪市西区立売堀辺り）に薩摩藩最新の蔵屋敷屋（以下「百間町屋敷」とする）を開設しここを経済・生産技術改革運動の拠点とした⁽¹⁰⁾。この百間町屋敷を拠点として石河を中心に洋学者や郷土層など下級武士インテリゲンチアや有力町人・豪農層など市井インテリゲンチアが緩くまとまり経済・生産技術改革運動をおこなった。この緩いまとまりを本研究は「百間町グループ」と称した。百間町グループの特徴の1つは、石河が典型的にそうであるように、町人・農民層と武家層の中間にあって、町人・農民層と武家層の間を自在に往来できかつ薩摩藩を相対化できる位相に在ることである⁽¹¹⁾。百間町グループが「公班衛定則」の起草主体であることは、以後の本稿の展開においても明らかになっていく。

「公班衛定則」起草時期の確定については、困難な問題となっている。「公班衛定則」は、無署名であり起草の年月日は一切記されていない（「発端」「条書」は無署名であるが〈慶応3年6月〉と明記してある）ので、起草主体と起草時期は推定するしかない。起草主体については先述した通りであるが、起草時期についてである。たとえば、「発端」「条書」起草が「公班衛定則」起草に先行していたとすれば、「条書」（流通）を下地にして「公班衛定則」（生産）が起草されたことになるが、逆に「公班衛定則」起草が「発端」「条書」起草に先行していたとすれば、「条書」（流通）の原形質は「公班衛定則」（生産）だったことになり、薩州商社（流通）と特に薩摩藩営堺紡績所など機械紡績所（生産）の関係の理解の仕方が大きく違ってくる。「公班衛定則」起草時期を測定しその意味を追究するためには、それ自体で長大な分析が必要となり、これを本稿でおこなえば、「公班衛定則」内容分析の焦点と主題

が曖昧にもなる。そのため、近く「『薩州紡績役所公班衛定則』起草時期についての試論」（仮題）として別稿を作成していくことにする。

それで、その別稿の成果を先取りする形になるが、本稿では「公班衛定則」起草時期を慶応4年7月前後として以下論を進めていくことにする。

3. 「薩州紡績役所公班衛定則」全文とその表題の意味

「公班衛定則」は、薩摩藩機械紡績所（後述するように薩摩藩営堺紡績所と推測できる）の経営を公班衛・会社形態でおこなうための社則であり、毛筆による全20箇条からなる和綴の小冊子の装丁（縦245mm×横175mm、5枚和綴・水色）で、句読点・振仮名は一切なく、無署名で年月日は記されていない。「公班衛定則」は、字句を乱暴に黒く塗りつぶし削除してその右横に訂正語句を記す箇所もあり（本稿巻末写真を参照）、書体と装丁からしても草稿段階の仮にざっと走り書的にまとめたものであろうことから、判読不能な字が幾つかある。「公班衛定則」全20箇条全文は次の通りである（漢字と仮名遣の一部を現在のものに換え句読点を付けルビを振り、読下しに直した。■の箇所は判読不能の字を示す。原文の「公班衛」の箇所はすべて「公班衛」に換えて表記した。（ ）内は長谷川による。

薩州紡績役所公班衛定則（表紙題字。ここだけ「衛」となっている：長谷川）

薩州

紡機役所公班衛定則

- 一 紡機械（紡績機械）買入代金、諸手入、^{ためし}試組建等諸雜用、当屋敷買入機械所（機械紡績所敷地）其外、諸普請諸入用、未だ結算、出来立難く、^{できなで}
^{すべて}物成就迄別紙の外、尚入用の廉々之有り候に付、左の通、御定め致し候事。
- 一 本高 金六万両。
- 一 右本高金の処へ、たとへば公班衛金二万両差出候得ば、^{すべて}惣出来の上、
諸雜用差引、現利潤、金高の六分二を配当致すべき事。

- 一 目今、相掛け相成り之有り候機械所諸建家物成就迄は右本高金を以て相
當申すべく候得共、紡機に付、往々の諸普請は總て差出候公班衛金の多少
に応じ別掛申すべき事。 5
- 一 總其外用品買入元手金は公班衛金の多少に応じ差出申すべき事。
- 一 総出来次第、大坂百間町薩州藏屋敷へ送込申すべき事。
かせいと
- 一 総申請入札等總て、右屋敷に於て執行申すべき事。
- 一 総代金は掛屋へ相納められ申すべき事。 9
- 一 申請総代金総高の三分を百間町藏屋敷へ相納め、右の内一分五厘を掛屋
口銭として差遣、一分五厘を同屋敷諸雜費と相定申すべき事。
- 一 公班衛分わけ、総を以て請取度節^{なき}は、差出置公班衛金の多少に応じ配当
致すべき事。
- 一 総出来高、惣て大坂百間町藏屋敷へ相送申すべき定則に候得共、人心に
も相拘り申すべく間、■表請人へは一名前何耳宛^{のみ}と相定め、代料引替、申
請致すべく仰せ付ける事。
- 一 総勘定、一ヶ年一度、毎年三月と相定め申すべき事。
- 一 当屋敷奉行一人主宰として在勤致させ、其余は爾今爾後、事の繁緩に応
じ軽き役人、取締として多少在番致させ申すべき事。
- 一 公辺諸事は勿論、内外万事、商貨事件の外は總て当屋敷奉行職より取捌
且取締致すべき事。
- 一 買上綿改、請納、出来、総申請石炭等諸用品買入、總て金錢出納夫々役
場を分け御用聞へ取扱致させるべき事。 それぞれ
- 一 御用聞は相成るべく丈^{だけ}(成るたけ)、人少に相定め、事務の繁緩に応じ、
多少の下御用聞又は手代小使召使申すべき事。
- 一 公班衛に相加わり候者よりも人柄相撰、御用聞差出置き申すべき事。
- 一 公班衛相退き度節^{たき}は差出置き金子返弁の儀、遲滯之有る間敷。^{しかし}併^{しきし}其節
は前以て其旨申し知らせ置き、三月総勘定の節、返金致すべき事。
- 一 不都合の取扱之有る節は、差出置き候金子差戻し、公班衛相除き申すべ
き事。

一 ^{かかり}掛銘々御用聞共外、諸俸金迄で会議の上、時宜に応じ相定め申すべき事。

右定則は大体事の便利に従ひ会議の上、改革増補之有るべき也。

表紙では「薩州紡績役所公班衛定則」と題されているが、本文での題は「薩州 紡機役所公班衛定則」となっている。本稿では、「薩州紡績役所公班衛定則」の方を採用することとした。表題「薩州紡績役所公班衛」とは何とも奇妙な表現である。「薩州」と「紡績」と「役所」と「公班衛」の4つの事柄が粗雑とも思える手つきで素朴に組み合わされている。「薩州」は〈薩摩藩の〉という意味で「紡績役所公班衛」全体に係る。現在の観点からすると最も奇妙で矛盾するようにみえる関係は、「薩州紡績役所」と「公班衛」である。「薩州紡績役所」とは機械紡績所が藩営（小国家的組織）であることを表し、「公班衛」とは商社・会社制度のことで、いうまでもなく国家的なものから独立した社会的組織を表している。「薩州紡績役所公班衛」とは、意訳すると〈薩摩藩営機械紡績所会社〉とでもいべきもので、半官半民の国策会社のイメージに近いであろう。しかし、このイメージはあくまでも現在的なものである。「薩州紡績役所公班衛」には、封建末期いまだ社会組織が国家組織の内に埋没していく社会組織と国家組織が未分化の状態でありながらも社会組織が国家組織から独立分離していく（近代的組織へと展開していく）過渡期の意識形態の有り様が反映されているとみるべきである。

「薩州」の称号が付く「薩州紡績役所公班衛」とは、「薩州商社」のような薩摩藩とも独立した意味での社名・社号ではない⁽¹²⁾。「薩州」は「紡績役所公班衛」全体に係ってはいるが、特に「役所」へ大きく係っているのである。つまり「薩州紡績役所」の意味合いが大きい。「薩州紡績役所公班衛」とは、〈薩摩藩営機械紡績所会社〉といった、漠然としたものであり、藩営事業（小国家的）と公班衛としての社会組織性が渾然（混然）となっているものである。「薩州紡績役所公班衛定則」とは、薩摩藩営の機械紡績所取建について取り扱う「薩州紡績役所」を通して実施する「公班衛」に関する準社則あるいは規則という意味になる。

また、「公班衛定則」では、「紡機械」「機械所」というように紡績機械を示す語彙を「機械」に統一して用いていることは注意すべきである。石河をして「本邦紡績業の開祖」と評価せしめた、文久3（1863）年11月1日付の日本初の機械紡績所取建の建白書⁽¹³⁾において、石河は、「紡織の器械」「紡ぎ候器械」などと紡績機械を示す語彙はすべて「器械」を用いていた。さらに、石河は、慶応2（1866）年正月付（薩摩藩紡織技術関係に従事する吉村才之丞宛と思われる）書翰⁽¹⁴⁾においても「器械代金」「器械の裝構」などと紡績機械を示す語彙はすべて「器械」（他に一部「紡績器」「紡器」の表現もあるがこれらも〈紡績器械〉の略語表現である）を用いていた。「公班衛定則」以前では、ほとんどは「器械」の語彙であった。現在、「器械」の語彙がまだ人力に依存する道具 tool・instrument に、「機械」の語彙が人力を排した機械 machine に、対応して定着していることを考慮すれば、「公班衛定則」が「機械」の語彙で統一的に表現したことは、当時の日本において、「公班衛定則」が機械紡績導入への指向を唯一最大限高度に表現しえていることを象徴している。したがって、「公班衛定則」で用いた「機械所」という語彙も現在の〈機械紡績所〉との語彙の間近に位置している。「公班衛定則」は日本における機械紡績業導入の黎明期の状況を表す重要な史料にもなりえているのである。

以上のことから、「薩州紡績役所公班衛」の中核「当屋敷」：堺戎嶋薩州蔵屋敷とその敷地内の堺紡績所、「薩州商社」の本館（本社）：堺戎嶋薩州蔵屋敷とその敷地内の堺紡績所、と両者はまったくの合同形になっていることがわかる。

以下、「公班衛定則」の内容に関して、各箇条を順々に分析していきたい（各箇条の冒頭に箇条番号を付けた）。

4. 第1条「当屋敷」＝「公班衛の御屋敷」と機械紡績所取建資金の募集

1 一 紡機械（紡績機械）買入代金、諸手入、^{ためし}試組建等諸雜用、当屋敷買入機械所（機械紡績所敷地）其外、諸普請諸入用、未だ結算、出来立難く、^{すべ}惣成就迄別紙の外、尚入用の廉々之有り候に付、左の通、御定め致し候事。

冒頭箇条である第1条についての分析は、「公班衛定則」の表面上には直接記されていない「公班衛定則」起草の背景と「公班衛定則」起草に至る経緯についてある程度詳細に述べてみたい。そのために、以下1つの箇条に対して過剰と思われるかもしれない程多くの紙幅を使うことになる。日本の会社制度導入過程（日本の会社制度黎明期）及び薩州商社・石河確太郎については、研究史の蓄積がほとんどないためそれについての共通認識が欠如しているので、本稿でも本研究がすでに公表してきたことを繰り返し、それについての一定の説明をいまだ必要とせざるをえないという情けない事情もあるが、本稿における「公班衛定則」の全体・全箇条の分析にとっての基礎的了解要件となることなので、あえて多くの紙幅を使う次第である。

まず「当屋敷」とは何を示すのであろうか。「当屋敷」は、「発端」での「今、吾、^{コンペニー}公班衛の法に原づき、公に稟して、其館を泉州堺に建て、薩州商社と称す」にある泉州堺の「其館」、「条書」での「泉州堺は地勢柄に候得ば……商社造立いたし置き候。是を本館とし」での薩州商社本館（本社）と重なるであろう。さらにこれに、慶応4年7月付石河上申書でいう「此節泉州堺に於て公班衛の御屋敷召し開かれ、首として紡機召し建てられ……堺御屋敷の御本旨たる貿遷の公班衛を併せて富強の一事にも相成り」を重ねれば、「当屋敷」とは、薩州商社本館となつた、^{えびすじま}堺戎嶋の北島町と南島町に跨がる（現大阪府堺市戎島町一丁辺り）堺戎嶋薩州蔵屋敷⁽¹⁵⁾（以下「戎嶋屋敷」と略記）のことであることが一層明確になる。「当屋敷買入機械所其外、諸普請諸入用」はまさに慶応4年7月段階での「此節泉州堺に於て公班衛の御屋敷召し

開かれ、首として紡機召し建てられ」に見事に照応している。

またさらにこれに、2つの史料を重ねると「当屋敷」＝戎嶋屋敷＝薩州商社本館の姿はもっと精緻なものとなる。1つは、紡績技師として農商務省工務局雇となった石河が、明治16（1883）年12月4日付での太政官修史館からの堺紡績所開業年月についての問い合わせを受け翌年提出した返答書であり、1つは、「慶應三卯八月十九日出願繪圖」（本稿巻末写真参照）である。石河返答書は次のとおり。

一、和泉国（和州）大島堺戎嶋町紡績機械類マニストル製明治戊辰（1868）年十二月廿日より船運着港。但、建設す可き地所は其前々年より薩州蔵屋敷の名目を以買入、土蔵等建築致し之有り。尤、紡機のみの目途に非ず。明治元年（正確にはまだ慶應4年）一月五日、一たび徳川氏（旧幕府軍）の手に陥り候へども直ちに薩州の手に復し候。一、明治二己巳（1869）年一月三日機械紡績所建設開始。一、明治三庚午（1970）年四月八日機械始めて運転し爾來統て今日に至る⁽¹⁶⁾。

「其前々年より薩州蔵屋敷の名目を以買入、土蔵等建築致し之有り」は「条書」でいう「泉州堺は地勢柄に候得ば、既に公込（公議・幕府）伺済にて商社造立いたし置き候」との商社本館造立の経緯と内容を示している。既に幕府から許可を得て「造立」した薩州商社本館とは、その実体は急ごしらえで「土蔵等建築」したものであり、その外形は堺戎嶋薩州蔵屋敷の姿を取っていることがわかる（天領堺の戎嶋屋敷は鳥羽伏見の戦のため慶應4年1月5日以来旧幕府軍が一時占拠していた）。「薩州蔵屋敷の名目を以買入」した土地の眞の利用目的を石河は2つ示している。1つは返答書の本題である堺紡績所となる機械紡績所建築（取建）であり、もう1つは「尤、紡機のみの目途に非ず」と消極的に控え目に示しているものである。それは、16年前、慶應4年の半ば頃に取り止めとなつた、公班衛（会社制度）導入による商業・流通組織である薩州商社取建の試みであることは明らかである。

ここで先にあげた薩摩藩宛の慶應4年7月付石河建白書の意味を改めてとらえ直してみると、そこに重要な石河の意図を読みとることができる。まず、

「此節泉州堺に於て公班衛の御屋敷召し開かれ、首として紡機召し建てられ……堺御屋敷の御本旨たる貿遷の公班衛を併せて富強の一事にも相成り」とは、薩州商社取建構想が取り止めとなっていても、堺戎嶋屋敷は「公班衛の御屋敷」であり、「御本旨たる貿遷の公班衛」として堺戎嶋屋敷が在ることには一向に変わらないことを石河が強調していることであることがわかる。16年後には「尤、紡機のみの目途に非ず」とかつての公班衛（会社制度）導入の試みのことはすっかり消極的になってしまっているが、幕末文久年間（1861～1864）から慶応4年にかけて石河は、生産・技術改革として機械紡績所取建に取り組むと同時にそれと同等の比重をかけて流通改革として薩州産物会所交易構想さらに薩州商社取建構想と取り組んだ。しかも、石河は、機械紡績所取建（生産・技術改革）を「宿志」「本業中の一事」としながらも薩州産物会所交易構想と薩州商社取建構想（流通改革）の方を前面に出す場合があり、慶応4年7月付石河建白書はそのことを反映している。戎嶋屋敷は、まず第1に「公班衛の御屋敷」「御本旨たる貿遷の公班衛」（流通改革）としてあり、その「公班衛の御屋敷」である戎嶋屋敷がまず「^{はじめ}首として」試みたのが機械紡績所・堺紡績所取建（生産技術改革）であり、公班衛（会社制度）は「一紡機に限らず、追々諸般の機械極めて手広く召し建てられるための経営的母胎とするものと理解できる。ここでは機械紡績所取建は、^{はじめ}「首として」実施すべき重要部分ではあるが、公班衛（会社制度）によっておこなわれる機械的生産の1つとして位置付けられている。「公班衛定則」でいう「当屋敷」とは、まず「公班衛の御屋敷」としてあり、機械紡績所（堺紡績所）取建に先行したものであることはとても重要な意味を持つ。堺紡績所取建は、漠然と単純に外来の新生産技術（機械紡績）導入として取り組まれたのではなく、それを外来の経営形態である公班衛（会社制度）に組み込もうという試みであったからである。

「薩州紡績役所公班衛」の「役所」と「公班衛」の中核である「当屋敷」は戎嶋屋敷=薩州商社本館であることは明らかになったが、慶応3年の倒幕政治運動のさなかに打ち出され実施された薩州商社取建構想は、慶応4年7

月前後に中止となった。だから慶応4年7月前後以降は、正確に表現すると、戎嶋屋敷=薩州商社本館跡となる。薩州商社取建構想中止についての詳述は「『薩州紡績役所公班衛定則』起草時期についての試論」（仮題）にておこなうが、端的にいえば、明治新政府・堺県が慶応4年7月に堺戎嶋の山本町（薩州商社本館=戎嶋屋敷のある北島町・南島町と隣接）に商社を開く布達（これは新政府による後の商社設立・会社制度導入政策の先駆となった。堺市役所編『堺市史』第6巻資料編第3・1929年の625~627ページを参照）が出され実施され、薩州商社取建構想は新政府による山本町商社へ吸収・解消されたとみてよい。維新での旧秩序解体期における薩州商社取建構想は新秩序形成期においてその歴史的役割を終えたとみることもできる。いかにも過渡期の特徴を備えた薩州商社らしい最期である。だが、戎嶋屋敷の敷地内に機械紡績所を取建てる計画は、維新以前慶応2（1866）年中頃から慶応3年にかけて打ち出されていたので、薩州商社取建構想は消えても戎嶋屋敷=薩州商社本館跡の敷地内に機械紡績所を取建てる計画はそもそも継続されることになり、実際これが明治2（1869）年1月3日に紡績所建設が開始され、明治3（1970）年4月8日に機械の試運転をおこない同年12月24日に本格的に操業する薩摩藩営堺紡績所となって実現するわけである。

しかし、先に少し述べたように、従来の通説のように堺紡績所を薩摩藩営として単純に括ってしまうことができないものであることがわかるであろう。初発において、堺紡績所は、薩州商社本館敷地内が堺紡績所建設地になっていることが如実に象徴しているように、薩州商社あるいは公班衛（会社制度）に包摂される形で経営される予定であったとみてよい。それゆえ、薩州商社取建構想が消滅しても、堺紡績所は薩州商社の本質である公班衛（会社制度）によって経営される構想となって再出発した。「公班衛定則」はまさにこの時期に起草された。いうまでもなく堺紡績所取建は、薩摩藩事業として、つまり藩という小国家の事業として取り組まれ、それは薩摩藩の殖産興業の一環としてあったが、堺紡績所取建の出発点は、公班衛（会社制度）導入の試みでもあった。公班衛（会社制度）とは国家の領域とは対極にある社

会経済の領域の高度に発達した流通・商業・経営形態である。そもそも機械紡績所取建はじめ薩摩藩殖産興業を会社制度を導入しておこなうという画期的試みは薩摩藩士五代才助（友厚）が中心となって慶応元（1865）年に推進されたものである。薩摩藩側は、五代が中心となってベルギー・ブリュッセルにて結ばれた、モンブラン伯爵と薩摩藩の出資による比義商社⁽¹⁷⁾の取建仮契約書の第1条に「ヨーロッパ
ベルギー
人」と同商社して（比義商社を取建てて）、薩摩の領分にある金・銅・鉄・錫・鉛等の山を開き、或は種々制作機関・鉄工及武器を製造し、又は綿紡・茶・蠟・煙草等を製する諸機関を組立……」⁽¹⁸⁾とある。ここに鉱山開発や洋式武器製造や近代機械諸工場造立など近代技術に基づく薩摩藩殖産興業を会社制度を導入しておこなうことが明記されている。幕藩体制下にあって、従来藩直営事業としておこなっていた殖産興業の在り方に関して、藩（小国家）と事業の間に会社制度を置く試みは新機軸といつてもよいのであるが、ここでの小国家的事業と会社制度という本来対極にあるべきものの組み合わせは「薩州紡績役所」と「公班衛」の組み合わせと同質なものがある。

先述したように文久3年に日本初の機械紡績所取建の必要性を建白したのは石河であった。「綿紡・茶・蠟・煙草等を製する諸機関」のうち、五代が心血を注いで取り組んだのは「綿紡」つまり機械紡績であった。五代は渡欧中、イギリスで紡績機械を注文しイギリス人技師の雇用契約をおこなった。このイギリス製紡績機械とイギリス人技師によって慶応3年5月に日本初の機械紡績所である鹿児島紡績所が竣工した。これは石河からの強い影響の結果であることは明らかである。鹿児島紡績所は、立案石河・実施五代という合作ともいえる。また、五代が松木弘安（寺島宗則）とともに渡欧したのは、薩摩藩イギリス留学生団（留学生14名・総勢19名で幕府無許可の密航）に随行したことによるのだが、この薩摩藩近代化を目指したイギリス留学生派遣計画は、元治元（1864）年に、五代が原案を建白し石河がそれをさらに具体化して建白するという、いわば五代と石河の共同作業によるものであった⁽¹⁹⁾。イギリス留学生派遣計画の段階で五代は、石河の影響下、イギリス製紡績機

械注文・ギリス人技師雇用など薩摩藩による機械紡績所取建に焦点を定めたイギリスでの具体的な計画を練ったものと理解できる。

さらに、渡欧後、五代は欧州滞在中に会社制度に遭遇し大きな衝撃を受け、会社制度の早急な導入こそ日本の危機的状況を乗り越えるべき有力な手段であるとして海外から薩摩藩に建白し、生き急ぐように取建の仮契約を結んだのが^{ベルギー}比義商社であった。慶応2年帰国（帰藩）した五代は、五代とは違った次元で会社制度に衝撃を受けた松木とともに会社制度導入促進活動を精力的におこなった⁽²⁰⁾。その結果、薩摩藩上層部では「商社ブーム」といえる程会社制度導入に積極的な気運が盛りあがった。こうした環境の中で、石河を中心にして実施中でありながら停滞していた薩州產物会所交易構想は、そのまま石河を中心とする薩州商社取建構想へと転化していくことになる。薩州產物会所は、藩の壁を超えた国内輸出入自在の、限り無く会社制度に接近した（薩摩藩組織の限界ぎりぎりの）高度な流通・交易組織であった。しかし、石河は、文久3（1863）年9月付の文書で、あえて薩州產物会所交易について、「究竟大交易（世界貿易）に至り申さず候ては、眞の経済とは申され間敷候得共」⁽²¹⁾と、それが国内に限定された限界を持つものであることを示し、「大交易（世界貿易）」を前提とした「眞の経済」において通用する流通・交易制度への指向を表明した。薩州商社取建構想以前に、石河自身も「大交易（世界貿易）」「眞の経済」の段階での流通・交易制度として会社制度導入のほんの数歩前までに至っていたのである。そうして慶応2年の五代らによる会社制度導入促進活動は石河の公班衛（会社制度）への指向を決定的にしたわけである。

このように、五代と石河は、機械紡績所取建と会社制度導入あるいは商社取建（五代は比義商社、石河は薩州商社）という生産と流通に関して接近し交差している。五代の比義商社取建構想は、慶応3年8月頃、維新前夜の政治最優先の季節によって取建本契約に至る前に中絶し、石河の薩州商社取建構想は、慶応4年7月前後、歴史的使命を終え中止となった。そして、両者とも機械紡績所取建だけが残った。しかし、五代においても石河において

も、会社制度導入への強い指向自体は決して消滅していない。表題「薩州紡績役所公班衛定則」にはそのことが凝縮して表現されている。慶応4年に石河は改めて薩摩藩から堺紡績所の建造と運営を委託され、明治3（1870）年に五代（前年に政府を辞して下野）は薩摩藩より堺紡績方掛に任命され⁽²²⁾、一時堺紡績所は石河と五代の共同作業で運営されるのである。明治2（1869）年9月25日の堺紡績所工場本館の上棟式には五代も出席している⁽²³⁾。石河と五代の堺紡績所をめぐっての協議は、明治3年以前からあったものとするのが妥当であろう。五代側に「公班衛定則」が残されていたことは、慶応4年7月前後の「公班衛定則」起草時期に、五代と石河が、「公班衛定則」を間に置いて、今後の堺紡績所の建造と運営をめぐる協議があったことを示唆している。しかし、五代の「公班衛定則」起草への関与の度合いについては、まだ現在、史料的限界で明確になっていなく、今後の本研究の課題である。

さて次に、「慶應三卯八月十九日出願繪圖」（以下「出願絵図」と略記）を重ねて、「当屋敷」＝「公班衛の御屋敷」のイメージをさらにもっと鮮明にしたい。「出願絵図」は慶應3年8月19日付で堺奉行所（幕府）に提出した絵図で、絵図中に「慶應三卯八月十九日出願繪圖」と記されている。また、「薩州商社建家場所」とは記されてはいるが、機械紡績所（堺紡績所）を示す言葉は一切記されていない⁽²⁴⁾。「薩州商社建家場所」との文字は、薩州商社本館の存在の確實な左証となっている。薩州商社関係の出願なのか機械紡績所（堺紡績所）関係の出願なのかは明確ではないが、大阪や堺のような天領（幕府直轄地）において諸藩は土地屋敷を直接購入することはできないので、蔵屋敷を開設する場合、何かと幕府への届出と幕府の認可が必要となる。そのための堺奉行所への出願であったことは確かである。天領において、諸藩は、蔵屋敷用の土地屋敷地を得るために、その土地屋敷を現地の町人の名義にして、その町人から土地屋敷を借りている形式をとることになる。そのため、諸藩は、その名義の町人を「御屋敷名代」として置かなければならない。「出願絵図」中には、戎嶋屋敷の場合は、「薩州御屋敷名代 大和屋徳兵衛」と「青木久兵衛建家」と「酢屋良助建家地」と「山本茂兵衛」との堺

の町人名が記されている。つまり、戎嶋屋敷=薩州商社建家場所の土地屋敷の名義人は、大和屋徳兵衛・青木久兵衛・酢屋良助・山本茂兵衛であり、その代表として大和屋徳兵衛が御屋敷名代になっている。「出願絵図」からは、薩州商社建家場所=戎嶋屋敷の大部分は大和屋徳兵衛と青木久兵衛の名義に、薩州商社建家場所=戎嶋屋敷のほんの小さな一角（薩州商社建家場所の約36分の1）が山本茂兵衛の名義になっており、薩州商社建家場所の向かい側の小さな一角（薩州商社建家場所の約6分1の大きさ）が酢屋良助の名義になっている。酢屋良助名義の小さな一角は、薩州商社本館=戎嶋屋敷の別館と理解することができる。

大和屋徳兵衛は、本名辻本徳兵衛（徳次）、堺の米問屋（肥料も扱う）で、尊攘激派の長州藩士大楽源太郎らに暗殺された大和絵復興画家冷泉為恭（復古思想・勤王思想に深く傾倒）を最後までかくまつたエピソードで有名で、「大徳（大和屋徳兵衛）は随分多趣味であって、茶事、能楽、狂言、画書を好み、夏は紺紹の蚊帳を用いた程のすき者であった。咬月独斎と号して表千家の茶を能くした」⁽²⁵⁾という典型的な堺商人であり市井のインテリゲンチアである。また、大和屋徳兵衛は、薩州御屋敷名代以前に、すでに戎嶋に古くから在った紀州藩（和歌山藩）の蔵屋敷（戎嶋の新橋町と伏見町に跨がって建てられ薩州戎嶋蔵屋敷にごくごく隣接している）に出入りしていた⁽²⁶⁾。しかし、今回本稿では特に青木久兵衛に注目したい（大和屋徳兵衛についての詳細と酢屋良助・山本茂兵衛については別稿で論じたい）。青木久兵衛こそは、堺商人の中では、最大に積極的かつ主体的に「当屋敷」＝「公班衛の御屋敷」=戎嶋屋敷に関与したからである。『堺市史』での次の記述から青木の経歴は詳しく知ることができる。いかにも進取的な堺商人の面魂をよく伝えてもいるので、少し長くなるが引用してみる。

青木秀平初名は久兵衛、後秀平と改めた。文政三年大阪瀧田氏に生まれた。人と為り、度量宏大、放胆細心、壯年來堺して婚姻青木家に倚り、唐物問屋田中屋庄兵衛方に取引を見習ひ、後独立して田中屋久兵衛と称し、車之町山之口に邸宅を構へた〔堀井久吉氏談〕。安政年間紀州藩の用達と

して扶持せられ、国産木炭壳捌方を支配し、猶ほ場合により役人代たるの機能をも与えられた。文久二年十二月幕府領地会津南山所産和人參の貿易方を委託され、且紀州寒天輸出の衝に当った〔堀井文書〕。後甲斐、町四丁に徒り、醤油醸造業を営み、兼ねて貿易に従事した。殊に絲 寒天は燕巣の代用品として支那商人の注目を惹き多量の取引があり、^{これにくわえて} 加之 当時菜種価額暴騰して忽ち巨商を累ねた。然るに幕末際して浪士（尊攘激派）横行、殊に貿易商人たる久兵衛を忌むこと甚だしく、屢々其邸を襲ひ、首級を獲んとし、或は放火の貼紙をして威嚇した。久兵衛四隣の困惑を察し、貿易を廃する旨を告げ、更に市之町東三丁に移り、茶園を拓き、単に製茶のみを輸出した〔堀井久吉氏談〕。慶応元年蝦夷地産物会所元仕入方に加はり、明治元年六月薩摩藩御用達を命ぜられ、五人口の扶持を受けた。此時名を秀平と改めた。十月同藩堺邸名代となり廩米（扶持米）二口を給せられ、戎嶋紡績所建設並びに同機据付工事を監督して頗る功績があつた。同所は堺紡績所と称して明治三年開業した〔堀井文書、堺県史稿、堺大観〕。次いで同所の勸農寮所管（官業化）となるに及び、五年更に勸農堺町製絲場用達を命ぜられた〔堀井文書〕。久兵衛亦茶湯を愛好し、湊の陶工をして茶器を作らせ之を長崎に送り、同所に於て模様を描き、^{ママ} うわぐすり 艸薬を施さしめ、再び之を堺に移送せしめた。時人之を堺阿蘭陀と称して愛好した。法号釋了得といふ〔堀井久吉氏談〕⁽²⁷⁾。

青木は、大和屋徳兵衛の場合と同じく、紀州戎嶋屋敷の御用達を経験している。青木と大和屋は紀州戎嶋屋敷御用達仲間として昵懇であり、青木も大和屋同様、茶湯などよくする典型的な堺商人・市井のインテリゲンチアであり、単なる商人ではない。さらに青木は、進取の姿勢を伝統とする堺商人・貿易商人の典型でもあり、佐幕・尊攘・討幕などという皮相な政治性・党派性から解放されて、紀州藩用達・幕府領地会津南山所産和人參貿易方・幕府蝦夷地産物会所元仕入方・薩摩藩用達と奔放に活動している。また、封建日本の枠組みを超える青木の外国貿易への指向の強さゆえ、頑迷な尊攘激派の憎悪の対象してつけ狙われていたのは青木の面目躍如たるものがある。

「明治元年六月薩摩藩御用達を命ぜられ、五人口の扶持を受けた。……十月同藩堺邸名代となり廩米二口を給せられ」とあるが、「出願絵図」での「青木久兵衛」との記入は、慶応3年段階ですでに青木が、石河を中心とする薩摩藩の経済・技術改革事業にかなり深く関与していたことを示している。上述の経緯から、青木は、慶応3年段階ですでに薩州商社取建構想(流通改革)・機械紡績所・堺紡績所(生産技術改革)という石河らの「命懸けのイノベーション(新しき流通と新しき生産の新結合)」の意味と意義について十分理解・共鳴し活動していたことは明らかである。名目上初代御屋敷名代は大和屋徳兵衛が就いているが、実質上中心的に活動していたのは田中屋・青木であるとみてよい。であるから、青木が、翌年明治元年の6月に5人扶持の薩摩藩御用達、10月には2人扶持の2代目御屋敷名代に就いたのは、青木が正式に名実ともに堺商人を代表することになったことを意味する。本研究は、青木を単なる商人ではなく、百間町グループの一員として理解している。『堺市史』には、青木に御屋敷名代を命じた「薩摩藩免状」の現物の貴重な写真が掲載されている。それは次の通り。

一 堀御屋敷名代

一 貳人扶持

青木秀平

右は、泉州堺へ紡機械御 取建付、右の通、仰付けられ、貳人扶持 下置され候条申し渡す旨、御家老桂右衛門殿より御聞入、松岡十太夫以て取次、仰渡され候間、此段申し渡し候。

十月 木場傳内⁽²⁸⁾

この時期、薩摩藩の経済・技術部門は、御勝手方掛家老桂右衛門(久武)と前御勝手方掛の家老小松帶刀の2頭体制であった(桂の背景には常に小松が存在していた)。特に若き家老の小松は、文久年間の薩州產物会所交易構想以来、機械紡績所取建構想・薩州商社取建構想など石河の経済・技術改革構想をよく理解しそれを粘り強く支持・支援してきた(小松にとって洋学者石河正龍は蘭学や洋式軍事技術の尊敬すべき師でもあった)⁽²⁹⁾。薩摩藩の突

出して優れた指導者小松帶刀が明治3年まさに堺紡績所開業の年に36歳の若さで病没したことは、石河の事業計画にとって大きなダメージとなった。木場伝内は、大坂薩州蔵屋敷（土佐堀上屋敷・江戸堀中屋敷・^{いたちほり}立堀下屋敷）全体の最高責任者である大坂留守役である。立堀下屋敷の別館的位置付けにある百間町屋敷も当然、木場の管轄の下にある。小松の石河の経済・技術改革構想への支持・支援は木場ら京都・大坂駐留の薩摩藩要路を通して実施されてきた⁽³⁰⁾。松岡十太夫は、約1年前に竣工した鹿児島紡績所の建設の際の総裁であり、鹿児島紡績所所長である⁽³¹⁾。そうして、石河に堺紡績所の建造と運営を改めて委託され、青木秀平が、御屋敷名代となった。「薩摩藩免状」には、慶応4年7月前後、「公班衛定則」起草時期における「当屋敷」 = 「公班衛の御屋敷」 = 戎嶋屋敷の人的構図が凝縮されている。

「薩摩藩免状」での「泉州堺へ紡機械御 取建付」と「公班衛定則」での「紡機械買入代金、諸手入、^{ためし}試組建等諸雜用、当屋敷買入機械所其外、諸普請諸入用、未だ結算、出来立難く」とはよく対応していて、慶応4年7月前後から10月頃、これからよいよ実施される堺紡績所の建築と運営に関するの慌ただしさや緊張や不安をよく表している。堺紡績所の取建の諸費用である、「紡機械買入代金」「^{ためし}試組建等諸雜用」や堺紡績所の建築費やその他の「諸普請諸入用」は、薩州紡績役所の本署たる戎嶋屋敷が取り扱うことがわかる。注目すべきは、「未だ結算、出来立難く、^{すべて}惣成就迄」との表現である。これは、堺紡績所の取建に実際に着手し始めたものの、その完成・成就までにこの先、どれ位の諸費用が必要となるか目途が立たない程、慌ただしい資金難の状況を表している。堺紡績所は薩摩藩営であるから、基本的には薩摩藩財政によって運営されるべきであるが、薩摩藩が主体的に指導した明治維新による、薩摩藩の膨大な戦費・諸出費は、幕末期以来の薩摩藩の慢性的財政逼迫状態に更に拍車をかけたので、堺紡績所への出資を相当困難なものにしたことは当然でもある。したがって、薩摩藩財政外から広く一般的に資金募集をせざるを得なくなつたのである。その資金募集額が「本高 金六万両」とあるように六万円と一應、定めたのである。

絹川『本邦綿絲紡績史』には堺紡績所建築目前の時期、慶応4年8月・9月・11月の石河の貴重な日誌が収録されている。堺紡績所建築を目前に控えた石河の日常の様子もうかがえて興味深いが、特に堺紡績所用紡績機械に関して注目してもらいたい。

[慶応4年8月於鹿児島] 五日晴 (堺紡績所で用いる) 紡機 試組立 成就に付、是日諸職人総て引取。八月廿五日雨 紡機を船に積み載することを始む。[同年9月 於鹿児島] 九月六日美晴 慈尊（弥勒菩薩）を奉じ 家眷（同族）を将ひ、開運丸に遊び、且釣を垂る。此日、大に樂めり。開運丸は紡機を載せ、余及び清太郎（石河の長男でまだ幼年）乗て堺に行かむとする所の船なり。船の大さ千二百石と曰ふ。十五日晴 集成館紡績所（鹿児島紡績所）に別を告げ、銃薬所にトルビン水車を検視し、且別を告く。十六日晴 是日解纜（大坂に向かい出航）を期とす。家祖を挙し、慈尊家人と離杯を傾け、夜七時、清太郎を拉し出て、岩城勇次郎の家に過ぎる。粗宴を設けられる。清太郎に菓子柿実等を餞せらる。夜十時（開運丸に）乗る。金生丸は、紡機全部を開運丸一隻に載すること能はず、因て更に此船を雇ひ、全機を両分して、各々其一分を載せしなり。此船大さ八百石と曰ふ。[同年11月於堺] 十一月七日晴 開運丸載する所の紡機を卸し（下ろし）、邸（堺戎嶋屋敷）の倉庫に納れ畢る⁽³²⁾。

「慈尊を奉じ」「慈尊家人と離杯を傾け」は、近代西洋の最先端の技術と知識を担う洋学者でありながら同時に血統（石河は自分が楠木正成の弟楠木正季家の22代目当主であることを生涯の誇りとこだわりとした）と宗教性において強いアジア性を内包する石河の特質（幕末明治初期の知識層一般の特質でもある）をよく表していて興味深い。石河が石河家22代目当主として、この時、神仏に祈願したのは、堺紡績所建築・運営の成就に関してであろう。「集成館紡績所（鹿児島紡績所）に別を告げ、銃薬所にトルビン水車を検視し、且別を告く」との、交易方掛・銃兼水車方掛・集成館掛・織屋掛と幅広い分野を担当していた石河が関係機関に一旦別れを告げる姿は、いよいよ堺紡績所建築・運営にとりかかるために鹿児島を出発する際の石河の悲壮な覚

悟を表している。

特に、ここで注目すべきは、「紡機 試組立 成就に付、是日諸職人総て引取」^{ためしくみたて ひきとる}であり、「公班衛定則」での「試組建 等諸雜用」^{ためしくみたて}によく対応している。堺紡績所に紡績機械を据え付けるための「紡機試組立」の作業はおそらくは集成館紡績所（鹿児島紡績所）内でおこなったはずである。「紡機試組立（組建）」は、一定の「諸職人」を必要し、それなりの経費をともなうものであり、「公班衛定則」にも盛り込まざるをえない経費項目であることがわかる。おそらく鹿児島紡績所内に保管されていた堺紡績所用の、石河のいうイギリス・マンチェスター製紡績機械とは、前述した五代のイギリスでの鹿児島紡績所用紡績機械購入契約の経緯、「紡機は千八百六十六年プラット社製と銘打って翌年一月十二日（慶応二年十二月）長崎に到着し、それから愈々鹿児島に着いたのは慶応三年一月廿六日である」⁽³³⁾から、プラット社製のものである可能性が高い。鹿児島から堺へ輸送した紡績機械の台数は不明であるが、開運丸だけでは搭載できず、金生丸にも分けて搭載したことから複数台であることが推測できる。

それで、「公班衛定則」でいう「紡機械買入代金」とは、すでに支払われていたものを意味するとも考えられる。つまり薩摩藩会計がいったん仮払いした「紡機械買入代金」を薩州紡績役所が改めて公班衛方式（会社制度方式）で資金募集して回収し薩摩藩会計へ返済するということである。しかし、農商務省編纂『日本綿糸紡績業沿革紀事』に「地を泉州堺戎嶋にとし藩邸設立の名を以て之を購買し紡績所敷地に充て機械は更にミュール二千錘一組を英國ヒギンズ商会に注文せられたり」⁽³⁴⁾との注目すべき記述がある。「更にミュール二千錘一組を英國ヒギンズ商会に注文せられたり」を、前述の鹿児島から堺へ輸送した紡績機械とは別にイギリスにさらに注文した2000錘ミュール紡績機1組と理解すれば、「公班衛定則」での「紡機械買入代金」とは主にこの2000錘ミュール紡績機1組を新たにさらにイギリスに注文したもののが「買入代金」とも理解できる。堺紡績所の初期の内容を示す記録はほとんど残っていないが、この時期の紡績機械についての台数など詳細なことは

不明であり、断定できないが、本研究は、「公班衛定則」でいう「紡機械買入代金」とは、このさらに注文した2000錘ミュール紡績機1組のことではないかと推測する。「公班衛定則」起草の慶応4年7月前後の頃近く、堺紡績所建造を目前にして、2000錘ミュール紡績機1組を新規追加購入することに決定したものと推測できるのである。

「公班衛定則」では「当屋敷買入機械所（機械紡績所敷地）」としてある。「当屋敷」＝堺紡績所敷地であったはずであるが、これはどういうことか。慶応4年1月3日の鳥羽伏見の戦に旧幕府軍に勝利した新政府は、3月15日には五箇条誓文により新国家樹立宣言をおこない、閏4月27日には政体書を発して新国家組織の骨格を示した。戊辰戦争はまだ終結してはいないが、「公班衛定則」起草時の慶応4年7月前後では、慶応3年12月9日の王政復古の大号令により形式上すでに旧幕府となっていた幕府の政治的支配権は、まったく失効していた。したがって、「公班衛定則」起草時では、堺を天領（幕府直轄地）として規制する意味はまったく喪失していた。つまり、先述した慶応3年8月19日段階での「出願絵図」での関係、天領堺であるあるゆえ、薩摩藩が土地屋敷名義人である堺町人の大和屋徳兵衛・青木久兵衛・山本茂兵衛・酢屋良助らから土地屋敷を貸借するという関係を解消し、薩摩藩が彼らから土地屋敷を正式に購入し、薩摩藩が戎嶋の土地屋敷を直接所有するということを意味する。「当屋敷買入機械所」とは、薩摩藩の戎嶋屋敷の直接所有を意味しているのである。

「本高 金六万両」とは、「公班衛定則」での今回の資金募集額である。募集金額6万両でもって支出すべく主要経費項目は、「紡機械買入代金（紡績機械購入費）」と「試組建等諸雜用（紡績機械据え付け作業など機械紡績所へ必要機械・器具を設置するための雜費）」と「当屋敷買入機械所（機械紡績所敷地購入費）」と「諸普請諸入用（機械紡績所建築のための諸雜費）」となっている。「紡機械買入代金、諸手入、ためし試組建等諸雜用、当屋敷買入機械所其外、諸普請諸入用、未だ結算、出来立難く」とは、これら主要諸経費総額が「すべて惣成就迄（機械紡績所建築が竣工するまで）」にどれ程になるの

かは未だ正確に見積もることができない〉ということを意味し、草創期の堺紡績所の慌ただしく厳しい状況をよく表している。「未だ結算、出来立難く（主要諸経費総額を未だ正確に見積もることができない）」というのは、いまだ戊辰戦争の戦塵くすぶる時代の不安定性の反映だけではなく、堺紡績所の宿痾というべき慢性的な資金の逼迫状態に基づく余裕のなさを初発的に表している。絹川『本邦綿絲紡績史』では、草創期の堺紡績所の資金の逼迫状態を次のように述べている。

此時代（堺紡績所の開業時期）の営業成績は石河（確太郎）氏の書類湮滅^{いんめつ}の為め少しも判らない。併し……営業成績の宜しからざる点は概略的に分明である。石河氏が高辻奈良造に直話したといふ一事がある。それは堺紡績が儲からぬ為め、鳴津家に対して送金方の請求をなしても少しも返事がなかつたので、石河氏は切腹すべく三たび試みたといふのである。堺紡績の開業は（明治）三年十二月で買上（堺紡績所の官営化）は五年四月である。故に其間の営業僅々一年有余に過ぎない。一年有余に三たびも切腹せんとしたのは随分激烈の苦痛でありしに相違ない。鳴津家では維新後の本邦国政立て直しに忙殺され、又た或は藩の戊辰役軍費の整理にも忙殺されたであらうから、返事のないのも無理とは思はれない。只だ儲からぬ為め石河氏の嘗めたる困難は、洵に我初期紡績家の苦楚（辛苦）中の極致とも称すべきものであつたことを牢記しねばならない⁽³⁵⁾。

「此時代の営業成績は石河氏の書類湮滅の為め少しも判らない」は、現在も変わらぬ史料の希薄さからくる堺紡績所草創期についての研究の困難さをすでに暗示している（絹川も「公班衛定則」の存在は知らなかったはずである）。しかし、「石河氏は切腹すべく三たび試みた」という凄まじいエピソードは、明治3年以前、戊辰戦争の最中での「公班衛定則」起草期においても島津家（薩摩藩）の堺紡績所への資金供給が非常に困難であったことを如実に示していることは確かである。石河が、堺紡績所を建造・運営するに際して、薩摩藩財政だけではなく、公班衛（会社制度）を導入することにより藩を越えて広く資金を募集する試みと取り組んだ背景には当時の薩摩藩財政の

深刻な逼迫状況があったことは確かである。また、石河は、機械紡績導入という新機軸の試みが超過利潤（他に先駆けた新機軸の導入によってそれが他に普及するまでの短期間のみに集中的に獲得できる膨大な特殊利潤）をもたらすものであることを認識していながら、新機軸の試みを先駆的に担うものは、既成市場の限界から一定期間「儲からぬ」状態・「苦楚」を耐えねばならないこともかなり認識していたものと思われる。一定の資本蓄積のある近代資本制組織においては、市場における黒字部門から当面「儲からぬ」赤字新機軸部門への益金の移転・補填によってかなり耐えることが可能である。しかし、堺紡績所草創期は日本資本主義草創期であり、近代的市場が未成立で、堺紡績所自体にも資本制システム自体が備わってはいない。慢性的困窮の上維新動乱にともなう支出急増によって薩摩藩財政からの出資に余り期待できない（こうした堺紡績所建築・運営の資金確保の困難性は「公班衛定則」の「未だ決算、出来立難く」との苦渋の表現にも反映されている）。「公班衛定則」は、近代的市場が未成立であるにもかかわらず、当面「金六万両」の資金を公班衛（会社制度）を導入し資金を募集して機械生産（機械紡績業）をおこなうという日本会社制度黎明期の具体的な例証となっている。これは希有な非常に貴重な例証といえる。

また、ここで注意すべきことは、堺紡績所の建築・運営への公班衛（会社制度）導入の試みは、単に効率的な資金調達の観点のみではないということである。たとえば、「公班衛定則」の下地となった「薩州商社条書」では、「商税は益金の二割と相定め候事」という薩州商社と薩摩藩組織の契約の関係性（社会組織と国家組織の区分の契機）に基づき、「（薩摩藩の）役人は役の威を以て事を強ひ候儀、決して之有る間敷候事」「役人は一切（薩州商社の）商方に相携り間敷、所存（意見）申し立て間敷、私評相立て間敷候事」など、薩摩藩（小国家組織）の薩州商社（小社会組織）への干渉拒否の箇条が多く設けられている。つまり、「薩州商社条書」は、意識的にも無意識的にも薩州商社（小社会組織）の薩摩藩（小国家組織）からの独立（法人化）の指向が存在している。「公班衛定則」では、「薩州商社条書」のような堺紡績所と

薩摩藩組織の関係について直接表す箇条は設けられていないが、これは「公班衛定則」起草の当面の緊急な目的が資金募集にあるがための省略とみてよい。「公班衛定則」の水面下には「薩州商社条書」の場合と同様に堺紡績所（小社会組織）の薩摩藩（小国家組織）からの独立（法人化）の指向が存在しているのである。

石河は、薩州商社取建構想以前、薩州產物会所交易構想段階においてすでに薩摩藩財政に依存せぬ（究極的には薩摩藩組織から独立した）機械紡績所運営をめざしていた。たとえば、先にあげた石河の薩摩藩に対する文久3年11月1日付機械紡績所取建建白書（日本初の機械紡績所取建建白書でもある）では石河は次のように述べている。

右紡機の器械（石河が輸入・導入を建白する紡績機械）、御交易の御利潤を以て追々御交易方へ御取入に相成り候様仰付けられ、差当りの処は別段御金下し成し下され、先ツ御試しとして一日に総百斤^{かせんと}ヅ、紡ぎ候器械一具御取入成し下され度、存じ奉り候。……（紡績機械の）価は……凡銀錢三千枚計、我国の金にして凡千五百両計に御座候。此価金位の事は右器械を以て紡ぎ候総を、譬へば琉球へ遣し縞（綿織物）に織り調させ、大坂へ差し登し候御利潤の分を以てにても速に相補はれ申しべく候⁽³⁶⁾。

交易方掛でもあった石河がまさしくこの時期同時に、交易方（流通部門）の改革の中核として打ち出したのが薩州產物会所交易構想であった。したがって、「御交易の御利潤以て追々御交易方へ御取入に相成り候様」とはく追々は薩州產物会所交易の利潤を以て紡績機械（機械紡績所）を薩州產物会所が取り込む（運営する）ということを意味する。「差当りの処は別段御金下し成し下され」とはあくまでも当面初回の機械紡績購入に関してのみ薩摩藩財政から「別段金」一時金・特別金として支出するということであり（一回限りの特別措置であり）、石河の意思はあくまでも本来的には薩摩藩財政に依存せずに薩州產物会所が独立して機械紡績所を運営することであった。やむを得ず薩摩藩財政から支出した初回の紡績機械購入費用さえ、購入した紡績機械による大幅にコストダウンした機械綿糸をたとえば琉球で原料にして綿

織物を仕立て（当然綿糸コストダウンの分安価な綿織物となる）それを大坂で販売し得た利潤によって、速やかに回収できる（速やかに薩摩藩財政に返却できる）とする石河の論旨には薩摩藩財政に徹底的に依存しない（薩摩藩財政から徹底的に独立しようとする）石河の強い意思が如実に示されている。

さらに薩州産物会所交易構想自体を石河は限り無く薩摩藩財政支出零に近い形（薩摩藩財政に依存しない形）を理想にして取り組んでいた。この薩州産物会所が機械紡績所を取り組む（流通が生産を包摂する）基本形は、薩州商社が機械紡績所を取り込む形態に飛躍的に発展して完結した。しかし、薩州産物会所がいかに会社制度にかなり接近した高度な交易形態であっても、薩州商社は、本質的には、薩州産物会所の内部から展開されたのではなく、薩州産物会所の外部から会社制度という異質な社会制度が薩州産物会所へある種の強力な衝撃が与えられることによって導き出されたものである。薩州産物会所から薩州商社への展開は、質的飛躍なのである。会社制度こそは、西洋において、社会組織を国家組織からかなりの完成度において独立せしめた制度であった。近代國家の確立とは、逆の方向からいえば、国家組織から独立した社会組織の確立（社会組織の法人化）を必要とした。会社制度は、近代西洋的世界の確立を社会の側からもたらしたのである。したがって、薩州商社の段階（公班衛の段階）に至った時点で、機械紡績所（堺紡績所）も、^{コンペニー}薩摩藩組織を含めた一切の国家組織から独立した社会組織への道程に踏み入ったわけである。その意味では「公班衛定則」を起草して「本高 金六万両」を公班衛方式で募集する方策を打ち出したのは、論理的にも必然的であったわけで、決して資金的逼迫状態という現実的理由にのみ根拠を置くものではないことは強く注意すべきことである。

しかし、「公班衛定則」に基づきどの程度、実際に堺紡績所が経営されたのか（あるいは「公班衛定則」は結局放棄されたのか）は史料的限界から現在不明である。むしろ、「公班衛定則」こそが草創期堺紡績所についての貴重な史料の一つとなっている現状である。薩摩藩営堺紡績所は、資金的苦境の果てに、「公班衛定則」起草から5年後、その開業からわずか2年後の1872

年（明治5）に政府に買い上げられて（官営化して）、石河の手から離ることになったのは事実である。

以上、公班衛による6万両募集に至る「公班衛定則」起草の背景と経緯を述べてきた。以下、「公班衛定則」の分析を進めて、日本の会社制度と近代産業の黎明期の姿を彫琢していきたい。薩州商社の場合と同様に、「公班衛定則」が表した公班衛（会社制度）を導入した試みも中絶・消滅してしまった。中絶・消滅したからといって一笑に付してはならない（実現を目指したことと実現したことの間の現実的位相での相違は非常に大きいが理念や思想の位相では両者の相違はほとんどない）。明治期以来、日本の研究史はおしなべて、すでに完成したものや実際に実現したもの（可視的なもの）を対象にした場合は、職人的に実に細かく分析するが、中絶・消滅してしまったもの、実現化しなかったものに対しては異常な位無関心で一顧だにしない。社会科学系の学問・研究の重要な使命の一つは、重要な歴史的意義を持ちながらも消滅し不可視となったものを、探り当て、それを可視の姿に彫琢することであるはずである。その彫琢された姿を通してその深層にある時代の意志にまで触手を及ぼすことができるかどうかは学問・研究の重要な課題である。

（この項続く）

注

- (1) 大阪商工会議所編『五代友厚関係文書目録』（1973年）の「書類の部」の「14 その他諸産業」の355ページに「薩州紡績役所公班衛定則一綴」とある。「薩州紡績役所公班衛定則」原文での「公班衛」には「コンペニー」との振仮名は記されていないので、『五代友厚関係文書目録』の編集者は、「公班衛」の読み方はわからなかったはずである。「薩州紡績役所公班衛定則」の現物の閲覧は許可されていないので、本稿ではマイクロフィルムから複写したものを用いた。
- (2) 慶応3年に起草された「発端」「条書」原文の現物は、戊辰戦争・太平洋戦争・酒田大火と無数の脅威に耐え138年の星霜を経て、山形県酒田市の本間家文書（当主の本間恒輔氏は昨年逝去された）の本間郡兵衛関係文書の内に保存されている。本研究はこの「発端」「条書」原文の現物を本間版とした。また、慶応3年暮れから慶応4年初頭の間に京都にて、仙台藩士にして洋学研修生でもあった大槻文彦（維新後日本初

の国語事典『言海』を著した国語学者・文学博士)が「発端」「条書」原文を筆写したものがある。本研究はこの「発端」「条書」を大槻版とした。大槻は「発端」「条書」の他に当時の重要文書を多数筆写して『慶応卯辰実記』としてまとめた。『慶応卯辰実記』の現物は宮城県図書館に保存されている。『慶応卯辰実記』の大正期の写本もあり、これは東京大学史料編纂所に保存されている。本間版と大槻版はかなり相違した点がある。特に「条書」においてその相違は著しい。何といっても本間版「条書」が全40箇条なのに対して大槻版「条書」は全36箇条である。大槻は本間版とは違うバージョンの「発端」「条書」を筆写した可能性があり、そうなると「発端」「条書」は慶応3年段階で複数種出されていたことを示唆している。本間版と大槻版についての詳細は、長谷川洋史「『薩州商社発端・薩州商社条書』の二つの版について—薩州商社発端条書起草百三十周年に際して—」(東亜大学学術研究所『研究論叢』No.38・1997年)・長谷川洋史「大槻版『薩州商社発端』『薩州商社条書』の出自・経緯について」(東亜大学学術研究所『研究論叢』No.41・1999年)を参照。本稿では、本間版を基に大槻版と照応して調整し、漢字・仮名遣いの一部を現在のものに換え、ルビを付し、文の一部を読下しに直して掲載した。「発端」「条書」など本間郡兵衛関係文書を含む本間家文書の一部は、酒田市史編纂委員会編『酒田市史』史料篇第4集海運篇下(酒田市・1969年)で活字化され、そのほぼ全部は、「本間新四郎文書」(『近世の廻漕』シリーズ・雄松堂・1978年)としてマイクロフィルム化され刊行されている。

- (3) 「発端」についての詳論は長谷川洋史「『薩州商社発端』の解析」(東亜大学経営学部『紀要』第9号・1998年) 参照。
- (4) 幕末期において、「company」の片仮名の当て字は圧倒的に「コンペニー」が多いが、薩摩藩士松木弘安(維新後外務卿寺島宗則)はロンドンからの慶応元(1865)年12月7日付中原猶介宛書翰(鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料忠義公史料』第3巻・1976年・266~267頁)の中で「コムパニー」と表記した。また大槻版「発端」では4箇所の「公班衛」の内の最初の箇所の右横に「コンパニー」との振仮名を記しており(他の3箇所には振仮名なし)、本間版「発端」の場合と相違している。大槻文彦が筆写の際に「コンパニー」としたか原文そのものが「コンパニー」となっていたかである。後者だとすると本間版の他に「発端」「条書」現物の複数種存在を裏付けることになり興味深い。本稿では本間版に基づき「コンペニー」の表記を用いた。
- (5) 絹川太一『本邦綿絲紡績史』第1巻、日本綿業俱楽部、1937年、151~152頁。ルビを付け、文の一部を読下し漢字と仮名遣いを現在のものに直し句読点を付けルビを振った。以下同書からの引用について同じ。慶応4年7月付石河建白書は、絹川同書に活字化収録されたが、その原文現物の所在は現在のところ不明である。同石河建白書全文は長大なものであり重要な事柄を多く含んでいるが、それについては他稿に譲る。また、絹川は、戦前すっかり忘却された存在であった石河確太郎を発掘して「本邦紡績業の開祖」として蘇らせたが、薩州商社の存在も薩州商社と石河の関係もまったく知ることがなかった。したがって、絹川は石河建白書を同書に収録したものの「公班

- 衛」の読み方を知ることがなかった。
- (6) 長谷川洋史「『薩州商社』取建計画と薩摩藩『大和交易方』の商社への改編計画との関係についての概論」(東亜大学経営学部『紀要』第4号・1995年)、長谷川前掲「『薩州商社発端・薩州商社条書』の二つの版について—薩州商社発端条書起草百三十周年に際して—」、長谷川前掲「『薩州商社発端』の解析」など参照。
- (7) 「条書」についての詳論は長谷川洋史「『薩州商社条書』の分析(1)(2)(3)(4)(5)」(東亜大学経営学部『紀要』第10号1999年・第11号2000年・第13号2000年・第15号2001年・第16号2002年)参照。
- (8) 幕末期、たとえば、「商社設立」のことは「商社取建」、「商社を設立する」は「商社を取建てる」と表現して、あまり「設立」の表現は使わなかった。また、幕末期には、「機械紡績所取建(設立)」というように可視的物的なものにも会社制度のような不可視的なシステムの場合と同様に「取建」を用いた。本稿でも、「設立」よりは、この歴史性のある「取建」となるべく用いるようにした。
- (9) 長谷川洋史「薩州商社取建構想の先行段階としての薩州産物会所取建に基づく大和交易構想について—薩摩藩交易方掛石河確太郎の経営思想を中心にして—(1)(2)(3)(4)」(東亜大学経営学部『紀要』第5号1996年・第6号1997年・第7号1997年・第8号1998年)参照。
- (10) 百間町屋敷についての詳細は「大和薩州産物会所取建の時期と場所について—曾我村と高田村の場合を中心にして—」(東亜大学学術研究所『研究論叢』No.37・1997年)参照。
- (11) 百間町グループの詳細については、長谷川前掲「薩州商社取建構想の先行段階としての薩州産物会所取建に基づく大和交易構想について—薩摩藩交易方掛石河確太郎の経営思想を中心にして—(4)」の「結語」参照。薩摩藩の大坂蔵屋敷は、土佐堀(現大阪市西区土佐堀)上屋敷と江戸堀(現大阪市西区江戸堀)中屋敷と立売堀下屋敷に地区区分され配置されていた。百間町屋敷は、立売堀下屋敷に隣接して建てられ、立売堀下屋敷の経済・技術改革専門の別館として開設された。百間町屋敷は、機能的には薩摩藩中最新鋭の蔵屋敷ともいえる。
- (12) 日本初の社名・社号「薩州商社」は過渡期特有のとても重要な意味をもっているが、それについての詳論は長谷川前掲「『薩州商社条書』の解析(2)」を参照。
- (13) 紹川前掲『本邦綿絲紡績史』第1巻、142~148ページ。原文(石河建白書を石河自身が筆写したものである可能性が高い)は大阪大学附属図書館所蔵石河確太郎関係文書(以下阪大所蔵石河確太郎関係文書と略記)。同石河関係文書には石河自筆書翰を含め文久年間を中心に非常に重要な文書が多数収められていている。同石河関係文書は、紹川が『本邦綿絲紡績史』を執筆するにあたって収集したもので、長く大阪の日本紡績協会(旧日本綿業俱楽部)が保管していたが、最近、大阪大学附属図書館に移管されて現在に至っている。同石河関係文書の主要な箇所は芳即止「石河確太郎文書」(尚古集成館『尚古集成館紀要』第8号・1996年)によって活字化されている。石河の文久3年11月1日付機械紡績所取建建白書についての詳論は長谷川前掲「薩州商社取建構想の先行段階としての薩州産物会所取建に基づく大和交易構想について

- 薩摩藩交易方掛石河確太郎の経営思想を中心にして—(1) 参照。
- (14) 前掲阪大所蔵石河確太郎関係文書、芳前掲「石河確太郎文書」。
- (15) 「発端」「条書」でいう泉州堺に建てた薩州商社本館の場所は精確には堺戎嶋の北島町と南島町に跨る区画であり、薩州商社本館と薩州戎嶋蔵屋敷が同一であったことについては長谷川前掲『『薩州商社』取建計画と薩摩藩『大和交易方』の商社への改編計画との関係についての概論』や長谷川前掲『『薩州商社条書』の解析(2)』などで論証した。
- (16) 紹川前掲『本邦綿絲紡績史』第1巻、162~163ページ。前掲阪大所蔵石河確太郎関係文書。()内は長谷川による。以下同書からの引用について同じ。
- (17) 「比義商社」との表記は正式名称ではないが当時薩摩藩関係者が実際に使っていた通称である。比義商社については長谷川洋史「幕末・明治初期における会社制度概念受容の特質について(2)」(東亜大学学術研究所『研究論叢』No.34・1995年) 参照。
- (18) 五代友厚関係文書、大阪商工会議所所蔵。五代龍作『五代友厚傳』(改訂3版)、非売品、38ページ、1936年。公爵島津家編纂所編『薩藩海軍史』(1927年に完成)中巻、原書房(復刻版)、1968年、959ページ。日本経営史研究所編『五代友厚伝記資料』第4巻、東洋経済新報社、1974年、50ページ。漢字の一部を現在のものに換えルビを振った。()内は長谷川による。
- (19) 五代才助は、元治元(1864)年4月5月頃、早急な薩摩藩近代化案を内容とするいわゆる「五代才助上申書」を薩摩藩へ提出した。上申書のなかで五代はイギリス・フランスへの留学生16人派遣を建白した。この「五代才助上申書」を受けて、石河確太郎は、同年10月付で大久保一蔵(利通)宛に上申書を提出してより具体的な留学生派遣案を建白している。その上申書で石河は、「御遣はしに相成るべき国は先づ英吉利」と留学先をイギリスに絞り、留学生候補として高見弥一・吉田己二(清成)ら開成所学生10数名の実名をあげて推薦している。また薩摩藩初の洋学校である開成所は、積年の石河を中心とした洋学校開設運動の結果、同年6月に開設されたばかりであり、石河は開成所蘭学教授に就いている。石河は自分が教える開成所学生を中心にしたイギリス留学生団を構想したのである。翌慶応元年に幕府に秘密裏に実施された留学生派遣(留学生・引率者・関係者総勢19名)は、その派遣先はイギリスに限定され、石河が推薦した高見弥一(矢一)・吉田己二(清成)ら開成所学生を中心に留学生団が結成されたもので、最終的には元治元年10月付大久保宛石河上申書を基にしたものであることは明らかである。また留学生を引率して自ら渡英した五代は、薩摩藩による機械紡績所取建のために、現地で綿絲紡績機械発注やイギリス人技師雇用の契約をおこない、これが実際にその後の鹿児島紡績所や堺紡績所の取建へと繋がっていくのである。しかし、渡英前の「五代才助上申書」では、導入すべき近代西洋の諸機械の諸項目を挙げているが、紡織機械関係では「諸綿糸を織る機械」とだけ記し、実にそっけない。しかし、五代が実際、イギリスでおこなったのは、「諸綿糸を織る機械」力織機の注文の他に〈綿糸を紡ぐ機械〉紡績機械導入と機械紡績所取建のための注文と雇用契約であり、紡績機械導入と機械紡績所取建が主体となっている。明らかに、「五代才助上申書」段階と渡英後の段階では、紡績機械導入・機械紡績所

取建の点で、五代の動向は大きく質的に違っているのである。この質の転換は石河がもたらしたものとみて間違いない。石河こそは、すでに前年文久3年11月1日付機械紡績所取建建白書において、紡織機械の内、「先ツ御試として」（ます試しとして）紡績機械導入を建白した先駆者であった。紡績機械・機械紡績所に関しては、五代は石河に遙かに及ぶものではない。「五代才助上申書」提出後、恐らく留学生派遣問題を契機に、五代は石河の紡績機械導入・機械紡績所取建構想に大きく共鳴したものと思われる。「五代才助上申書」以後、五代が渡英する間に、五代は、石河と、イギリス留学生派遣の具体化のことと平行して、紡績機械導入と機械紡績所取建の実施に関する具体的な内容を煮詰めしたことと考えてよい。それは五代のイギリスでの実際の動向が如実に示している。「五代才助上申書」は市来四郎編『忠義公史料』（東京大学史料編纂所蔵）と鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 忠義公史料』第2巻（鹿児島県・1975年）と公爵島津家編纂所編『薩藩海軍史』中巻（原書房復刻版・1968年）・前掲『五代友厚伝記資料』第4巻に収録。元治元年10月付大久保一藏宛石河確太郎上申書は、大久保利謙「幕末の薩摩藩立開成所に関する新史料—薩摩藩の『一藩割拠』主義政策の一環—」（『大久保利謙歴史著作集5』（吉川弘文館・1986年）に収録。

- (20) イギリスで会社制度に遭遇した松木弘安は、経済的範疇としての会社制度概念だけではなく、政治的範疇として会社制度概念を打ち出した。この政治的範疇としての会社制度概念は、分権的政治権力の集中（経済的範疇としての会社制度概念での分散的資金の合本化に対応している）である中央集権国家（近代国家）や「国会」（経済的範疇での「会社」に対応している）の確立を目指し版籍奉還・廢藩置県（中央集権化）や自由民権運動（国会開設運動）と内的関連を持つことになる。長谷川前掲「幕末・明治初期における会社制度概念受容の特質について(2)」参照。
- (21) 前掲阪大所蔵石河確太郎関係文書、前掲芳「石河確太郎文書」。文の一部を読下し漢字と仮名遣いを現在のものに直し句読点を付けルビを振った。（ ）内は長谷川による。以下同書からの引用について同じ。
- (22)、(23) 絹川前掲『本邦綿絲紡績史』第1巻、165~167ページ。
- (24) 「慶應三卯八月十九日出願繪圖」の写真は、前掲『本邦綿絲紡績史』第1巻に掲載されている。絹川は、この「出願絵図」の下に「奉行の検視を得た堺紡績敷地」とのキャプションを付け、「出願絵図」を堺紡績所のための出願絵図として掲載し、図中の「薩州商社建家場所」については一顧だにしていない。『本邦綿絲紡績史』では薩州商社については一言も言及されていない。「出願絵図」は堺紡績所ではなく薩州商社についての出願絵図だった可能性も否定できないのである。「出願絵図」が堺紡績所を主としたものか薩州商社を主としたものであるのかは現在のところ明確になっていない。「出願絵図」の実物は所在不明であったが、最近、本研究は、前掲した本間家文書の本間郡兵衛関係文書の内に「出願絵図」を発見した。しかし、この「出願絵図」は、『本邦綿絲紡績史』第1巻に掲載されたものと基本的に同一の形式なものであるが、絵図内の書き入れは格段に詳細なものとなっていて、『本邦綿絲紡績史』第1巻に掲載されたものとは別な一枚であった。「出願絵図」の実物が、2種類存在したことは

- 極めて重要な意味を持つが、これについての分析は別稿にておこなうこととする。
- (25) 逸木盛照『冷泉為恭の生涯』、便利堂、1956年、43ページ。() 内は長谷川による。
- (26) 堺市役所編『堺市史』第3巻本編第3、1930年、737~738ページ。
- (27)、(28) 堺市役所編『堺市史』第7巻別編、1930年、494~495ページ。文の一部を読下し漢字と仮名遣いを現在のものに直し句読点を付けルビを振った。() 内は長谷川による。
- (29) 小松帶刀は、提案事業の質的内容の本質を正確に把握し、いったん採用した優れた事業に対しては、事業実施過程に干渉せず現場担当者（提案者）に任せて、現場担当者（提案者）がのびのびと活動できるように現場担当者（提案者）を徹底的に保護し、何か問題が起った場合は自分が責任を負うという、現代でいえば完璧に理想的な経営者であった。また小松は、政治部門・経済部門・軍事部門など薩摩藩組織の主要諸部門の最高指導者を複数兼任している。
- (30) 慶応2(1866)年に石河の薩州産物会所交易構想は最大の危機を迎えた。文久年間(1861~1864)に大和(和州)での薩州産物会所(大和薩州産物会所)開設から始まつた薩州産物会所交易構想は、大和薩州産物会所開設そのものが停滞状況となつたこともあり、慶応2(1866)年に近畿駐留の薩摩藩関係者から大和薩州産物会所交易(大和交易)中止論が起り、責任者石河への批判が激烈になり、薩州産物会所交易構想自体の存亡の危機となつた。しかし御勝手方掛の家老小松帶刀は、小松の秘書ともいふべき京都番頭・御勝手方掛伊地知壮之丞(貞馨)を通して強引に中止論を抑え大和交易・薩州産物会所交易構想の再興・存続を決定させた。同年9月に御勝手方掛伊地知壮之丞と大坂留守居役木場伝内と大坂留守居役次官格稅所長蔵(篤。維新後堺県知事)は今後の大和交易・薩州産物会所交易構想の確かさを確認すべく大和国(和州・現奈良県)を視察訪問し、伊地知は同年9月18日付書翰(前掲『忠義公史料』と鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 忠義公史料』第4巻・鹿児島県・1975年に掲載)で大久保一蔵(利通)に、「大和交易も山と計は見受け難く(大和薩州産物会所交易の試みは批判されている様な一時の投機的な浮いた山師事業などでは決してないことがわかった)……(大和国は)殊に南北相開け、東西屹立、地形も宜敷、他日緩急の日は、兵を屯営いたし候にも罷り成るべし、左候はゞ、食糧も憂も之無く、商法(商業・交易)の利潤は扱置き、後日の為に相成るべきかと長蔵(税所)と談合致し候」(漢字と仮名遣いを現在のものに直し句読点を付けルビを振った。括弧内は長谷川による)と現地視察報告をしている。伊地知のいう「他日緩急の日」(Xデー)は、翌年慶応3年の大政奉還と王政復古さらに慶応4年の鳥羽伏見の戦いから始まる戊辰戦争・明治維新として見事に実現していくことになる。薩摩藩は、大政奉還と王政復古の1年前、明治維新の動乱の2年前からすでに「他日緩急の日」(Xデー)を具体的に設定して組織的かつ多面的(政治的・軍事的・経済的)に準備していたことは注目すべきことである。「他日緩急の日」(Xデー)の主な舞台となるであろう京都に隣接する大和国を薩摩藩は俄然注目することになった。「商法の利潤は扱置き」とあるように、石河の流通改革計画の思惑を超えて、大和交易・薩州産物会所交易構想は、「他日緩急の日」(Xデー)に向けての軍事戦略の観点からも支援されることになった。

- (31) 絹川前掲『本邦綿絲紡績史』第1巻、107ページ。前掲『薩藩海軍史』中巻、976ページ。
 - (32) 絹川前掲『本邦綿絲紡績史』第1巻、164～165ページ。この極めて重要な石河確太郎日誌の実物の所在は現在不明である。原文は片仮名文。文の一部を読下し漢字と仮名遣いを現在のものに直し句読点を付けルビを振った。〔 〕()内は長谷川による。
 - (33) 同上書、26ページ。
 - (34) 大阪大学附属図書館所蔵。
 - (35) 絹川前掲『本邦綿絲紡績史』、169～170ページ。
 - (36) 前掲大阪所蔵石河確太郎関係文書、前掲芳「石河確太郎文書」。

「薩州紡績役所公班衛定則」冒頭

「薩州紡績役所公班衛定則」表紙

蘇州紡績役所公班衛定則

「慶應三卯八月十九日出願繪圖」

